

週二回(火、金)定期発行  
必要に応じて号外

# 公報

第三号

一九七〇年

一月十三日

目次	ページ
規則	
○主税局組織規則の一部を改正する規則(規則第五号)	1
告示	
○郵便切手の発行について(告示第五号)	1
○那覇病院及び中部病院の診療科の一部を改正する告示(告示第六号)	2
主税局事項	
○煙草消費税納税済証印の押捺省略の承認告示(主税局告示第一号)	2
○主税局職員定員規程の一部を改正する訓令(主税局訓令第二号)	2
○調査査察課の所掌事務の範囲を定める訓令(主税局訓令第二号)	2
法務局事項	
○法務局復帰対策協議会設置要	

領(法務局訓令第一号)	3
建設局事項	
○建築士事務所の登録について(建設局告示第一号)	3
公安委員会事項	
○警察手帳の無効について(警察本部告示第一号)	4
中央教育委員会事項	
○中央教育委員会会議招集について(中央教育委員会告示第一号)	4
公告	
○道路の位置の指定について	4
○税関貨物取扱人の資格認定公告	5
正誤	
○戸籍法施行規則の一部を改正する規則中訂正	5
○警察職員超過勤務手当支給規程中訂正	5
○琉球警察組織規則施行細則中訂正	5

## 規則

### 規則第五号

主税局組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

一九七〇年一月十三日

行政主席 屋 良 朝 苗

### 主税局組織規則の一部を改正する規則

主税局組織規則(二九六五年規則第八十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第一号を次のように改める。

一 租税犯則取締法に基づく調査、検査及び犯則の取締り並びに租税の課税標準の調査及び検査に関する事務で主税局訓令で定めるものを行なうこと。

第四十三条第一項中「直税調査査察官十一人、間税調査査察官四人」を「調査査察官十四人」に改める。

第四十三条第二項中「直税調査査察官及び間税調査査察官」を「調査査察官」に改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告示

### 中央教育委員会

郵便法(1953年立法第74号)第31条の規定に基づき、1970年1月20日から施行する「俗行事(カシナーラ)」を題材とする3センチ郵便切手を次の様式により発行する。

1970年1月13日

様式

行政主席 屋 良 朝 苗



敬 原 カシヤーク  
 副 色 赤、青、黄、黒  
 印刷寸法 たて22.5ミリメートル横寸40ミリメートル

告示第六号

那覇病院及び中部病院の診療料（一九六七年告示第三百三十八号）の一部を改正する告示を次のように定め、公布の日から施行する。

一九七〇年一月十三日

行政主務 國 東 朝 苗

那覇病院及び中部病院の項中「内科」を「第一内科、第二内科」と「小児科」を「第一小児科、第二小児科」に改める。

出 税 局 事 項

主税局告示第一号

煙草消費税法第31条の4第1項但書の規定により、次のとおり煙草消費税納税済証印の押捺省略を承認したので、同法施行規則第40条第4項の規定により告示する。

1970年1月13日

主税局長 糸 洲 一 雄

- 1 承認を受けた者の住所 那覇市前島町2丁目280番地  
 名称 国際物産株式会社  
 代表取締役社長 宮 島 健 次  
 英国製紙巻煙草  
 DUNHILL INTERNATIONAL  
 小型紙巻煙草（紙製化粧箱20本入り）  
 化粧箱の閉封か所の裏面に「RYUKYU  
 GOVERNMENT IMPORT DUTY PAID」  
 の文字を印刷した証紙を貼付してある。
- 2 煙草の種類
- 3 煙草の品名
- 4 煙草の規格
- 5 表示の方法

主税局告示第一号

主税局職員定員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

一九七〇年一月十三日

主税局長 糸 洲 一 雄

主税局職員定員規程の一部を改正する訓令

主税局職員定員規程（一九六九年主税局訓令第八号）の一部を次のように改正する。

別表(1)内部部局の項中

総務部	五三人調査査察課	一六人	直税調査査察官	一二人
			その他	三人
				一人

検査部	五三人調査査察課	一六人	調査査察官	一四人
			その他	一人

別表(2)

検査部

主税局訓令第二号

主税局組織規則（1965年規則第85号）第7条の規定に基づき、主税局の調査査察課の所掌事務の範囲を定める訓令を次のように定める。

1970年1月13日

主税局長 糸 洲 一 雄

主税局調査査察課の所掌事務の範囲を定める訓令

主税局の調査査察課の所掌事務の範囲は、次に掲げるものとする。

- 1 租税（税関の所掌に属するものを除く。）につき、犯則があると認められる納税義務者についての租税犯則取締法に基づき調査、検査及び犯則の取締りに関すること。

0032

- 2 前号に掲げるもののほか、調査査察課において特に調査させる必要があると認められる者の課税標準の調査、検査に關すること。
- 附則
- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
  - 2 主務局の調査査察課の所掌事務の範囲を定める訓令（1967年主務局訓令第6号）は、廃止する。

法 務 局 事 項

法務局訓令第1号

法務局復帰対策協議会設置要領を次のように定める。

1970年1月13日

法務局長 岸 本 利 男

法務局復帰対策協議会設置要領

(設置)

第1条 1972年投票決定に伴い復帰体制の万全を期するため、法務局に臨時に復帰対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(構成)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる者で構成する。

- 1 各部の長及びこれに相当する職にある者
- 2 各課の長及びこれに相当する職にある者

(議長)

第3条 協議会に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 議長は、会務を総理する。

3 議長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、必要に応じて議長が招集するものとする。

2 議長は、特に必要があると認めるときは、関係職員を参考人として会議に出席させて意見を求めることができる。

(所掌事務)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- 1 法務局の復帰体制の整備に關する事項
- 2 局長会議において決定された復帰に關する事項
- 3 本士政府の資料の照会に対する調査に關する事項
- 4 参事官室（復帰対策室）の要領に基づき資料の収集、整理及び連絡調整に關する事項
- 5 その他復帰対策等に關する事項

(連絡担当官)

第6条 会議の円滑な運営と連絡の徹底を期するため、連絡担当官を置き総務課長をもってあてる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、総務課においてこれを処理する。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

建 設 局 事 項

建設局告示第1号

建築士法（1953年立法第87号）第25条の3の規定に基づき、次のとおり建築士事務所登録をしたので告示する。

1970年1月13日

建設局長 宮 里 栄 一

登録番号	第9-162号
申請者氏名	金城清正
商号又は名称	金清工務店
事務所の所在地	宜野湾市宇智天間539番地
組 織	個人
区 分	2級建築士事務所
管理建築士	金城清正
登録番号	第0-110号
申請者氏名	村 俣 宏 幸
商号又は名称	カリマタ建築設計事務所

事務所の所在地 那覇市西木町5丁目25番地  
 組 織 個人  
 職 分 1級建築士事務所  
 管 理 建 築 士 1級建築士 狩保宏幸

公安委員会事項

警察本部告示第一号

次の警察手帳は無効とする。

一九七〇年一月八日

警察本部長 新 田 通 樹

警察手帳番号

一六〇六

階級氏名

巡查 伊良波 幸 勇

中央教育委員会事項

中央教育委員会告示第一号

第九十九回定例中央教育委員会会議招集について

教育委員会法(一九五八年立法第二号)第百十六条の規定に基づき、次のとおり第九十九回定例中央教育委員会を招集する。

一九七〇年一月十三日

中央教育委員会

委員長 新 垣 敏 繁

記

一 会議開催の日時

一九七〇年一月二十日(火)午前十時

一 会議開催の場所

中央教育委員会室

一 会議に付する条件

1 職員人事につきし

2 一九七〇年度公立小中学校教育会費建築費六次配分について

公 告

建築基準法第38条第1項第5号の規定により、道路の位置の指定をしたから次のとおり公告する。

1970年1月13日

行政主務 屋 良 朝 樹

1 申請人住所 奥志川市宇平良川124番地

氏名 新 城 善 徳

2 道路位置の指定

指 定 道 路	道 路 長	関 係 番 地
中 風 延	4.00M	奥志川市宇平良川前原399番地

建築基準法第38条第1項第5号の規定により、道路の位置の指定をしたから次のとおり公告する。

1970年1月13日

行政主務 屋 良 朝 樹

1 申請人住所 コザ市宇胡屋70番地

氏名 仲宗根健昌

2 道路位置の指定

指 定 道 路	道 路 長	関 係 番 地
中 風 延	8.35M	コザ市宇胡屋八重島原1596—2、1631
		コザ市宇胡屋八重島原1596—1、1631
		一里根原1331、1353、1392、1345

7.30M	309.28M	八重島原1627、1628、1631、1630
		1625、1629
		一里根原1331、1352、1354、1357、1333、1332、1353、1358番地

建築基準法第38条第1項第5号の規定により、道路の位置の指定をしたから次のとおり公告する。

1970年1月13日

行政主席 辰 良 朝 苗

1 申請人住所 宜野湾市字上原石嶽13番地  
氏名 蔵 盛 一 夫

2 道路位置の指定

指 定 道 路	関 係 番 地
中 員 延 長	
4.00M	39.00M 宜野湾市字上原石嶽13番地

建築基準法施行細則第23条の規定により、道路位置の廃止の届け出があり、止したので次のとおり公告する。

1970年1月13日

行政主席 辰 良 朝 苗

1 申請人住所 那覇市字瀬川182番地  
氏名 大 嶽 ロ シ 子

2 道路位置の廃止

廃 止 道 路	関 係 番 地
中 員 延 長	
5.00M	111.50M 浦添村字牧港蔵原131—9 131、1300、1322 1322—1番地

税関貨物取扱入法（1956年立法第61号）第3条第1項第2号の規定に基づき、下記の者に対し、税関貨物取扱人の資格を認定したので公告する。

1970年1月13日

税関貨物取扱人試験委員長

糸 洲 一 雄

認定番号	氏 名	住 所
第93号	幾 里 昌 男	那覇市字宮宮314
第94号	大 田 守 貞	那覇市字天久933

出 張

一 大 大 大 市 十 一 四 二 十 五 日 迄 毎 日 十 時 至 十 二 時 迄 税 関 貨 物 取 扱 人 試 験 委 員 長 官 署 税 関 貨 物 取 扱 人 試 験 課 出 張 所 へ 申 出 せ ば 可 也。

ペー	シ	ノ	出	場
1	下	2	那覇市字瀬川182番地	那覇市字瀬川182番地

38000035

一九六九年十二月十七日付公報号外第百十六号登載の「警察職員超過勤務手当支給規程、琉球警察組織規則施行細則」中次のとおり誤り。

頁		欄		行	
1	上	10	10	1	10
警察職員超過勤務手当支給規程					
19	上	4	4	1	19
警察職員超過勤務手当支給規程					
21	上	13	13	1	21
警察職員超過勤務手当支給規程					
32	上	9	9	1	32
警察職員超過勤務手当支給規程					
32	上	10	10	1	32
警察職員超過勤務手当支給規程					
32	上	13	13	1	32
警察職員超過勤務手当支給規程					

販売所	発行所
総務局財務部用度課	総務局渉外広報部文書課

一星印刷